

全国科学博物館協議会会則

昭和46年4月6日	制定
昭和56年7月1日	一部改正
平成22年2月25日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
平成29年2月16日	一部改正
令和3年6月2日	一部改正

第1条 本会は、全国科学博物館協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を理事長館におく。

第3条 本会は、全国の自然史及び理工系博物館並びにこれらを包含する総合博物館(科学博物館の機能をもつ科学教育施設等を含む。以下同じ。)が相互の連絡協調を密にして博物館事業の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 調査、研究及び情報の交換
- 二 資料、文献等の交換及び貸借の斡旋
- 三 研究会、講演会等の開催
- 四 自然史及び理工系博物館に関する普及広報
- 五 機関紙の発行及び研究成果の発表
- 六 その他の博物館事業振興に必要な事業

第5条 会員は正会員、維持会員及び購読会員とする。また、名誉会員を置くことができる。

- 2 正会員は、自然史及び理工系博物館並びにこれらを包含する総合博物館とする。
- 3 正会員は、別に定める会費又はこれに相当する実費を負担するものとする。
- 4 維持会員は、本会の趣旨に賛同し、別に定める維持会費を負担するものとする。
- 5 購読会員は、本会の趣旨に賛同し、別に定める購読会費を負担するものとする。
- 6 名誉会員は、長きにわたり本会の運営に従事し、本会の存続と発展に多大な貢献したと理事会によって認められた者とし、会費は負担しないものとする。

第6条 本会に理事館および監事館を置く。また、顧問を置くことができる。

- 2 理事館、監事館は、総会において正会員の中から選出する。
- 3 理事館、監事館の代表者をそれぞれ理事、監事とする。

- 4 理事長館は、理事会において、理事館の中から選出する。理事長館の代表者を理事長とし、理事長は、本会を代表する。理事長に事故があったときは、あらかじめ理事長が指名した理事が、本会を代表する。
- 5 顧問は、理事会において、名誉会員の中から選出する。
- 6 理事長、理事及び監事、顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 理事及び監事は、任期終了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第7条 本会の運営は、理事会がこれに当たる。

- 2 本会の常務は、理事会が選出した常務理事がこれに当たる。
- 3 本会の会計監査は、監事がこれに当たる。
- 4 理事会の運営については別途定める。

第8条 本会は、毎年2回総会を開く。

- 2 理事長が必要と認めたとき、臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は、本会の予算、事業計画及び決算、事業報告その他重要事項を決議し、又は承認する。
- 4 購読会員は総会で意見を述べるができるが、議決権はないものとする。
- 5 総会の運営については別途定める。

第9条 本会には、自然史部会及び理工学部会その他必要とする部会をおくことができる。

- 2 部会長は、理事の中から適任者を理事会で決める。
- 3 部会の運営について必要な事項は、それぞれの部会が定める。

第10条 本会の経費は、別に定める会費又はこれに相当する実費、寄附金、その他の収入をもって当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会は、特定の事業を行うに当たり一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、総会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第13条 本会則の変更は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

本会則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和56年7月2日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

本会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

本会則は、令和3年6月2日から施行する。

全国科学博物館協議会会費規程

昭和46年4月1日 制定

平成6年3月2日 一部改正

平成28年2月29日 一部改正

会則第5条第3項、第4項、第10条の規定により、会費又はこれに相当する実費、購読会費及び維持会費を次のように定める。

1 理事長館	60,000円
2 理事館（監事館を含む。）、国立及び都道府県立、指定都市立の博物館 又は教育施設等	20,000円以上
3 その他の博物館又は教育施設等	10,000円
4 購読会員	4,000円
5 維持会員	50,000円以上
6 名誉会員	会費は徴収しない

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年7月2日から施行し、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成6年3月3日から施行し、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から実施する。